

議会運営委員会行政調査報告から

【所沢市】

議会改革について

1. 本会議のインターネットライブ中継における音声認識 A I を活用したリアルタイム字幕表示

(1) 概要

令和 4 年 6 月定例会から、本会議のインターネット中継のライブ中継画面において、音声認識 A I を活用したリアルタイム字幕を導入している。

(2) 対象

本会議のライブ中継（後日配信する録画映像には字幕が付与されない）

(3) 導入している設備

インターネット映像配信システム「Discuss Vision Smart」

（NTTアドバンステクノロジー株式会社）

※端末等は委託業者による調達

(4) 導入経費及び運用経費

① 導入経費

なし（下記の運用経費内に含まれる）

② 運用経費

ア 市議会インターネット中継業務

- ・市議会インターネット中継委託

契約期間：令和 2 年 9 月～令和 7 年 8 月（5 年間・60 月）

契約額：910 万 8,000 円（税込）

月額：13 万 8,000 円（税抜）

- ・A I 字幕機能追加（変更契約）

契約期間：令和 4 年 4 月～令和 7 年 8 月（41 月）

契約額：1,068 万 6,500 円（税込） 変更額：157 万 8,500 円の増

月額：17 万 3,000 円（税抜）

追加月額：3 万 5,000 円（税抜）

イ 通信通話料

- ・インターネット通信回線使用料
- ・インターネットプロバイダ利用料

年間 約 11 万 6,000 円 ※令和 7 年度予算額

(5) 使用方法と注意点

- ・本会議のインターネットライブ中継の画面で「字幕あり」を選択すると、字幕付きで中継を閲覧することができる。
- ・なお、通信環境等により字幕配信が遅れたり、字幕が切れたりする場合がある。
- ・また、AIによる音声認識技術により自動で字幕が作成されるため、誤認識・誤変換が起きることがある。



再開します。

休憩前に引き続き会議を進めます。

インターネット中継（ライブ配信）の字幕表示
※所沢市提供資料から抜粋

(6) 運用方法

字幕配信に当たっては、事前に議会事務局において議員名や事業名等の登録を行う。

(7) 取組の効果

リアルタイムで字幕が表示されることにより、情報アクセシビリティの向上が図られている。

(8) 今後の課題

時折、閲覧している市民から誤字脱字について指摘があるが、運用に問題が生じる程度の課題は生じていない。

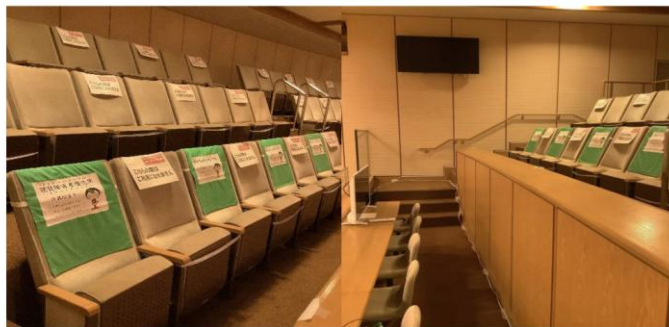
(9) その他（関連した取組）

本会議場の傍聴席に字幕表示専用モニターを設置し、UDトーク（コミュニケーション支援・会話の見える化アプリ）を活用して、モニターに字幕表示を行っている。

また、専用モニターの設置に伴い、聴覚障害者優先席を設置している。



専用モニターを設置（UDトークを投影）
※所沢市提供資料から抜粋



聴覚障害者優先席を設置
※所沢市提供資料から抜粋

2. 議会評価

(1) 概要

所沢市議会は、平成 21 年 3 月の議会基本条例施行以後、さまざまな取組を実施しているが、その中で毎年度、市民の負託に応えられる議会の実現及び議会運営の活性化を図るとともに、説明責任を果たすため、同市議会が実施する事業及び議会改革について議会基本条例に基づき議会評価を行ってきた。

平成 25 年 4 月 1 日には、さらに実効性を高めるために議会評価の実施に関し必要な事項を定めた「所沢市議会議会評価実施要綱」を制定した。

(2) 評価の種類及び対象

① 評価の種類

議会評価は議会事業評価及び議会改革評価とする。

② 対象

議会評価の対象は条例に規定する取組その他議会が実施する事業とする。

(3) 評価の方法及び時点

- ・ 議会評価は議会事業評価表又は議会改革評価表により実施し、所沢市議会議会評価報告書を作成する。
- ・ 報告書の作成は毎年度 6 月に議会運営委員長が行う。ただし、改選期の評価の時点はこの限りではない。
- ・ なお、広聴広報委員会が所管する事項については、広聴広報委員長が行う。

(4) 報告書の公表及び反映

- ・ 報告書は議会ホームページで公表する。
- ・ 公表した報告書に対し市民から寄せられた意見、提案等は、その取扱いについて議会で協議する。
- ・ 協議結果は議会運営等に反映させるとともに、毎年度公表する。

(5) 取り組みの現状（令和 7 年 3 月 所沢市議会議会評価報告書）

① 評価対象期間

令和 6 年 4 月から令和 7 年 3 月までの期間

② 評価対象事業等

ア 議会運営委員会所管

- ・ 通年会期制に向けた申し合わせ事項の整理
- ・ ペーパーレス会議システムの導入

イ 広聴広報委員会所管

- ・市議会だよりの発行
- ・本会議映像のインターネット中継
- ・議会報告会の開催

ウ 所沢市議会基本条例に規定する項目に対する評価

③ 評価結果 ※所沢市提供資料から抜粋

様式第1号 議会事業評価表	
事業名	通年会期制に向けた申し合わせ事項の整理
<p>【概要】</p> <p>1 背景と経過 議会運営委員会において、令和元年、通年会期制の協議を進めることが全会一致で確認されたことから、その導入に向けて協議を行ってきた。 市民向けにパブリックコメントや公聴会、住民説明会を開催した後、令和5年12月、議会運営委員会の協議が整ったため、同年第4回定例会において議員提出議案として「所沢市議会の会期等に関する条例制定について」、「所沢市議会会議規則の一部を改正する規則制定について」、「市長の専決処分事項の指定について」の通年会期制導入に関連する議員提出議案を上程し、全会一致で可決した。</p> <p>2 内容 令和7年5月からの通年会期制の導入にあたり、これまでの議会運営に関する申し合わせ事項の整理や、新たに通年会期制に係る申し合わせ事項の策定が急務であったことにより、令和6年6月から11月までに開催した議会運営委員会において、その申し合わせ事項について項目ごとに協議を繰り返し、11月25日の議会運営委員会で最終確認がされた。</p> <p>3 今後の方向性及び評価 このたび令和7年5月から通年会期制がスタートすることとなったことは、議会改革の観点からも評価はできるものと考えられる。 議会運営委員会において、会期が通年となることに伴い、これまでの議会運営に準じながら大きな転換がないよう、また通年会期に合わせた細かなルールづくりを令和6年6月以降、丁寧な協議を行ってきたが、通年会期導入後においても適宜対応し、市民の負託に応えられるよう、議会の充実と活性化をさらに進めていくことが大切であると感ずる。</p>	
委員長名	議会運営委員長 大石 健一
評価日：令和7年3月24日	

様式第1号 議会事業評価表																																					
事業名	市議会だよりの発行																																				
<p>【概要】</p> <p>1 背景と経過 議会の活動を多くの市民に分かりやすくお知らせするため、昭和45年11月に「市議会とごさざわ」(B5判)を発行した。その後、第50号(昭和59年5月発行)からタワロイド判、第98号(平成8年5月発行)からA4判となり、現在に至る。</p> <p>2 内容(2月、5月、8月、11月の15日に発行) 紙面構成については、定例会での議案審議、市政に対する一般質問、ギカイレポートの各コーナーを基本とし、表紙・裏表紙では、本市にゆかりがあり様々な分野で活躍している人物を表紙に起用するとともに、インタビュー記事を紹介している。掲載内容については、広聴広報委員会で協議を行い決定している。 配布については、ポスティングによる全戸配布を行うとともに、より多くの方に手に取っていただくため、市の関係機関や所沢駅への配架に加え、市議会ホームページでPDF版の公開や自治体情報アプリ「マチイロ」への掲載、SNSによる発行のお知らせを行っている。</p> <p>●市議会だよりの配布部数の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度</th> <th>増加数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5月15日発行</td> <td>171,402部</td> <td>172,455部</td> <td>1,053部</td> </tr> <tr> <td>8月15日発行</td> <td>171,836部</td> <td>173,046部</td> <td>1,210部</td> </tr> <tr> <td>11月15日発行</td> <td>171,969部</td> <td>173,068部</td> <td>1,099部</td> </tr> <tr> <td>2月15日発行</td> <td>172,092部</td> <td>173,402部</td> <td>1,310部</td> </tr> </tbody> </table> <p>【参考】</p> <p>●会議録検索システム及び市議会ホームページへのアクセス件数(1月～12月)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和5年</th> <th>令和6年</th> <th>増加数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会議録検索システム</td> <td>2,863人</td> <td>3,278人</td> <td>415人</td> </tr> <tr> <td>市議会ホームページ(全体)</td> <td>1,270,880件</td> <td>1,353,024件</td> <td>82,144件</td> </tr> <tr> <td>〃(市議会だよりの)</td> <td>49,328件</td> <td>53,935件</td> <td>4,607件</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 今後の方向性及び評価 世帯数の増加により前年度と比較して市議会だよりの配布部数は増加しており、多くの市民に市議会の活動をお知らせすることができている。また、会議録検索システムや市議会ホームページの市議会だよりのアクセス数も増加傾向であり、市議会ホームページ全体のアクセス件数に関しては、前年と比較して約8万2千件も増加しており、市議会が発信する情報への関心が高まっていると考える。今後も市民に親しまれ、読んで役立つ広報紙を目指し、紙面の充実にも努めていく。</p>			令和5年度	令和6年度	増加数	5月15日発行	171,402部	172,455部	1,053部	8月15日発行	171,836部	173,046部	1,210部	11月15日発行	171,969部	173,068部	1,099部	2月15日発行	172,092部	173,402部	1,310部		令和5年	令和6年	増加数	会議録検索システム	2,863人	3,278人	415人	市議会ホームページ(全体)	1,270,880件	1,353,024件	82,144件	〃(市議会だよりの)	49,328件	53,935件	4,607件
	令和5年度	令和6年度	増加数																																		
5月15日発行	171,402部	172,455部	1,053部																																		
8月15日発行	171,836部	173,046部	1,210部																																		
11月15日発行	171,969部	173,068部	1,099部																																		
2月15日発行	172,092部	173,402部	1,310部																																		
	令和5年	令和6年	増加数																																		
会議録検索システム	2,863人	3,278人	415人																																		
市議会ホームページ(全体)	1,270,880件	1,353,024件	82,144件																																		
〃(市議会だよりの)	49,328件	53,935件	4,607件																																		
委員長名	広聴広報委員長 秋田 孝																																				
評価日：令和7年3月24日																																					

(6) 取り組みの成果

- ・議会評価により、議員自身が議会で実施する事業等を再度チェックすることができる。
- ・初当選議員は事業の経緯等を把握できていないため、議会評価によって、これらに対する理解を深めることができる。

(7) 今後の課題

- ・議会が行う事業はある程度限定され、毎年、同じような項目が評価対象に選ばれる場合があるが、その後の経過をどうするかについて今のところ整理されていない。また、2年後、3年後にもう一度振り返りをするには至っていない。

【函館市】

議会改革について

1. 個人・一般質問の実施方法について

(1) 函館市議会の概要

議員定数	27 人（現員数 27 人）
会派	新市政クラブ 9 人、民主・市民ネット 8 人 公明党 4 人、日本共産党 3 人、無所属 3 人
定例会	年 4 回（2 月、6 月、9 月、12 月）

(2) これまでの経過

昭和 50 年 12 月の議会運営委員会において、財政的な観点から土曜日の会議開催についての検討を行う中で、会議時間や効率的な審議全般について見直すため、平日の開会時間などを懸案事項として調査することが決定した。この際、質問回数・質問時間の検討について委員提案があり、発言の制限ではないかなどの懸念も出たが、これらを含めた調査の実施にはおおむね賛同が得られた。調査結果を基に委員長が試案を提示し、各会派の考え方を持ち寄り、調整・協議を重ね、52 年 2 月の議会運営委員会において採決により、時間制限への変更が決定した。

なお、変更当初から会派持ち時間（所属議員数×10 分）と議員持ち時間（30 分）を合わせた質問時間制（答弁時間含まず）であったが、平成 11 年に設置された議会改革検討委員会において、複数の会派から質問時間の見直しについて意見が出され、「効率的な議会運営」を目指し、発言時間の制限（上限 100 分）、往復時間制の採用、質問通告の一斉提出を行うことが決定された。

また、これらの取り組みにより、全ての質問予定議員の質問日程、質問時間、質問項目が確定できるようになったことで、本会議運営の透明性を高めることができ、市民に分かりやすい議会となる一助となった。

(3) 質疑・質問のあり方

平成 19 年 3 月に議会改革検討ワーキンググループにて協議し、議会運営委員会において申合せに「発言（質疑・質問）のあり方」について追加することを決定した。

- ・ 質疑は、議案審議において議題となる案件の疑義をたやすために、議会の議決権を行使する過程で行われるもの、質問は他の案件にかかわらず独立した議事として、行政全般について執行機関の所信をたやすために行われる議員個人の権利であることから、それぞれの役割を十分に発揮できるよう、日程上、明確に区分する。
- ・ 質疑では、自己の意見や賛否等を表明しない。
- ・ 単に事業内容を確認するだけの質問については自粛する。

(4) 質疑・質問の流れ

発言の申し出

- ・ 発言申出書により、会派内での発言者及び発言順序、質問・質疑時間と答弁時間を合わせた発言予定時間（10分単位）を議長に申し出る。

↓

発言予定表の確定

- ・ 定例会の運営を協議する議会運営委員会において、発言予定表（発言の申し出があった質問及び質疑の発言予定者の発言日と発言予定時間）が確定し、これにより会期全体の日程が定まる。

↓

発言通告書の提出

- ・ 発言通告書により、発言予定者は個々に答弁を求める者と発言内容の要旨を記載し、議長に申し出る。

↓

質疑・質問の実施

- ・ 時間の計測は事務局が行い、議長が発言者を指名した時点から開始する。議場内 2カ所に残時間を表示している。

(5) 発言申出書等の提出期限

項目	提出期限
発言申出書	定例会の運営を協議する議運の 2 日前午後 3 時
発言申出書（変更）	定例会の運営を協議する議運の前日午後 3 時
発言通告書（代表質問）	市政・教育行政執行方針説明の実施日午後 3 時
発言通告書（個人・一般質問）	質問初日の 4 日前午後 3 時
発言通告書（質疑）	議案上程日の 3 日前午後 3 時（追加議案に係る質疑を除く）
発言通告変更申出書（各質問・質疑）	発言通告日の翌日午後 3 時（追加議案に係る質疑を除く）

特集 1 : 議会運営委員会・特別委員会行政調査報告

【参考】令和7年第4回定例会（予定表）における提出期限 ※一部抜粋して記載

月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
11月24日	25	26	27	28
	午後3時： 発言申出締切	午後3時： 発言申出変更締切 発言通告締切(質疑)	午後3時： 発言通告変更締切(質疑) ■議運(定例会運営協議)	
12月1日	2	3	4	5
本会議(議案上程日)	予算特別委員会	午後3時： 発言通告締切(一般質問) 予算特別委員会分科会 常任委員会	午後3時： 発言通告変更締切(一般質問) 予算特別委員会分科会 常任委員会	
8	9	10	11	12
予算特別委員会 議会運営委員会 本会議	一般質問	一般質問	一般質問	一般質問 (議会運営委員会)
15	16	17	18	19
本会議				

【参考】令和7年第4回定例会における発言予定表 ※函館市議会ホームページから引用

発言予定表（令和7年第4回市議会定例会）

(一般質問)

発言日	発言時刻	発言者	会派	発言時間(分)
12月9日(火)	10:00～10:50	中山 治	新市政クラブ	50
	10:50～11:30	斉藤 佐知子	民主・市民ネット	40
	(休憩 11:30～13:00)			
	13:00～13:50	茂木 修	公明党	50
	13:50～14:50	富山悦子	日本共産党	60
	(休憩 14:50～15:20)			
	15:20～16:00	佐藤 留義	新市政クラブ	40
12月10日(水)	16:00～16:40	高橋 千晶	民主・市民ネット	40
	10:00～11:00	小林 芳幸	公明党	60
	11:00～12:10	紺谷 克孝	日本共産党	70
	(休憩 12:10～13:10)			
	13:10～13:50	吉田 崇仁	新市政クラブ	40
	13:50～14:30	野沢 友志	民主・市民ネット	40
	(休憩 14:30～15:00)			
15:00～15:40	池亀 睦子	公明党	40	
12月11日(木)	15:40～16:40	市戸 ゆたか	日本共産党	60
	10:00～11:10	板倉 一幸	民主・市民ネット	70
	11:10～11:50	松宮 健治	公明党	40
	(休憩 11:50～13:00)			
	13:00～14:00	川崎 啓太	無所属	60
	14:00～15:00	工藤 篤	無所属	60
	(休憩 15:00～15:30)			
15:30～16:30	荒木 明美	無所属	60	

(6) 発言時間・発言順序

項目	実施時期	実施方法	発言順序										
代表質問	市政執行方針・教育行政執行方針が行われる定例会の提案説明前	<ul style="list-style-type: none"> ・3人以上が所属する会派に認められる ・所属人数に応じて発言時間が定められている <table border="1"> <thead> <tr> <th>会派所属議員数</th> <th>発言時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3～4人</td> <td>90分以内</td> </tr> <tr> <td>5～7人</td> <td>100分以内</td> </tr> <tr> <td>8～10人</td> <td>110分以内</td> </tr> <tr> <td>11人～</td> <td>120分以内</td> </tr> </tbody> </table>	会派所属議員数	発言時間	3～4人	90分以内	5～7人	100分以内	8～10人	110分以内	11人～	120分以内	大会派順
会派所属議員数	発言時間												
3～4人	90分以内												
5～7人	100分以内												
8～10人	110分以内												
11人～	120分以内												
個人質問 ／一般質問	<ul style="list-style-type: none"> ・代表質問が行われる定例会では個人質問、それ以外は一般質問 ・定例会の議案採決後 	<ul style="list-style-type: none"> ・議員の持ち時間 60分以内＋会派持ち時間 20分×所属議員数 ・会派持ち時間は、同会派内の質問議員に割り振ることができる ・定例会ごと、個人（一般）質問と質疑の合計は1人100分以内とする ・無所属議員は1人60分以内 	<ul style="list-style-type: none"> ・大会派順に繰り返す ・無所属議員はすべての会派所属議員の発言後 										
質疑	定例会・臨時会の提案説明後												
緊急質問	定例会・臨時会(発言予定表に影響がない時間帯)	<ul style="list-style-type: none"> ・1人90分以内 ・無所属議員は1人45分以内 											

※すべて答弁時間を含めた往復時間制

※質問回数は制限していない。

(7) 個人・一般質問の現状

① 発言予定者数、発言予定時間

1日当たりの発言予定者の上限は定めていないが、近年は1日当たり5～6人となっている。また、発言予定時間は1人100分以内としているものの、実際は平均で50分程度となっている。

② 当日の発言時間と発言予定時間との間に差異があった場合の対応

当日の発言時間が発言予定時間を超過した場合、発言中に時間が到来したときは、その時点で終了となる。また、理事者が答弁中のときは、理事者の答弁が終わるまでとなる。

一方で、発言時間が20分以上余る場合、次の発言予定者に確認の上、了解が得られたら、次の発言予定者の質問を開始する。了解が得られない場合は、議長が暫時休憩を宣告し、予定どおり再開する。

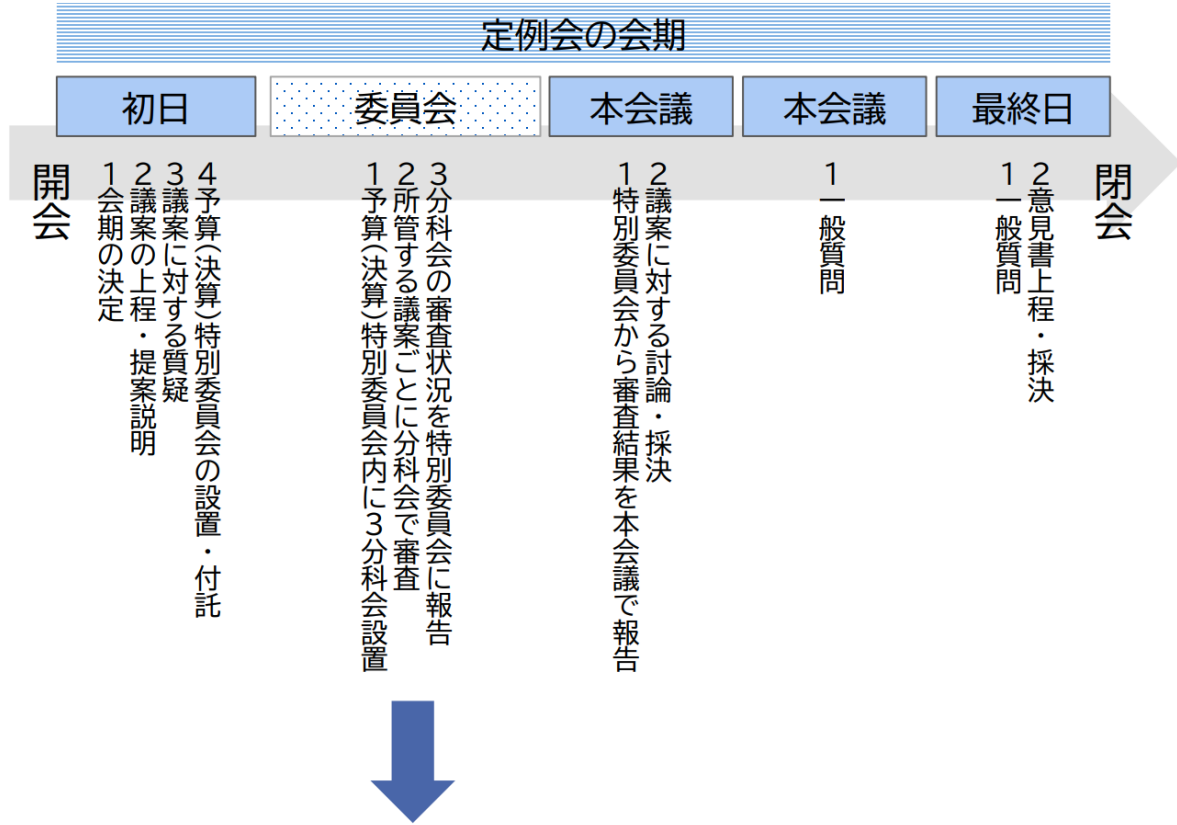
【参考】函館市議会定例会における発言実績（過去3年間） ※函館市提供資料から抜粋

		合計時間数（分）	質問者数	一人当たり平均時間（分）
令和7年第3回定例会	質疑	—	—	—
	一般質問	730	13	56.2
令和7年第2回定例会	質疑	—	—	—
	一般質問	900	17	52.9
令和7年第1回定例会	代表質問	340	4	85
	質疑	—	—	—
	個人質問	630	12	52.5
令和6年第4回定例会	質疑	—	—	—
	一般質問	960	18	53.3
令和6年第3回定例会	質疑	—	—	—
	一般質問	790	15	52.7
令和6年第2回定例会	質疑	—	—	—
	一般質問	810	15	54
令和6年第1回定例会	代表質問	350	4	87.5
	質疑	—	—	—
	個人質問	740	13	56.9
令和5年第4回定例会	質疑	60	2	30
	一般質問	880	16	55
令和5年第3回定例会	質疑	—	—	—
	一般質問	960	17	56.5
令和5年第2回定例会	代表質問	340	4	85
	質疑	50	1	50
	個人質問	720	13	55.4
令和5年第1回定例会	質疑	—	—	—
	一般質問	590	11	53.6
令和4年第4回定例会	質疑	—	—	—
	一般質問	830	15	55.3

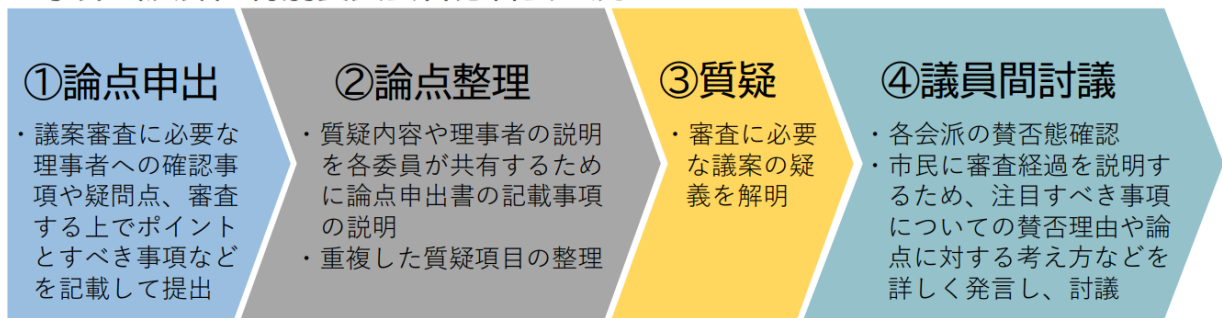
2. その他の特色ある取り組み

- (1) 定例会全体の流れとして一般質問より議案審議を先に行っている。
- (2) 議案審議において、市民に議会での審査経過を説明するため、議員間討議を行っている。
- (3) 議員間討議を活発に行うため、議案に対する論点整理を行っている。

函館市議会定例会の流れ ※函館市提供資料から抜粋



予算(決算)特別委員会各分科会の流れ

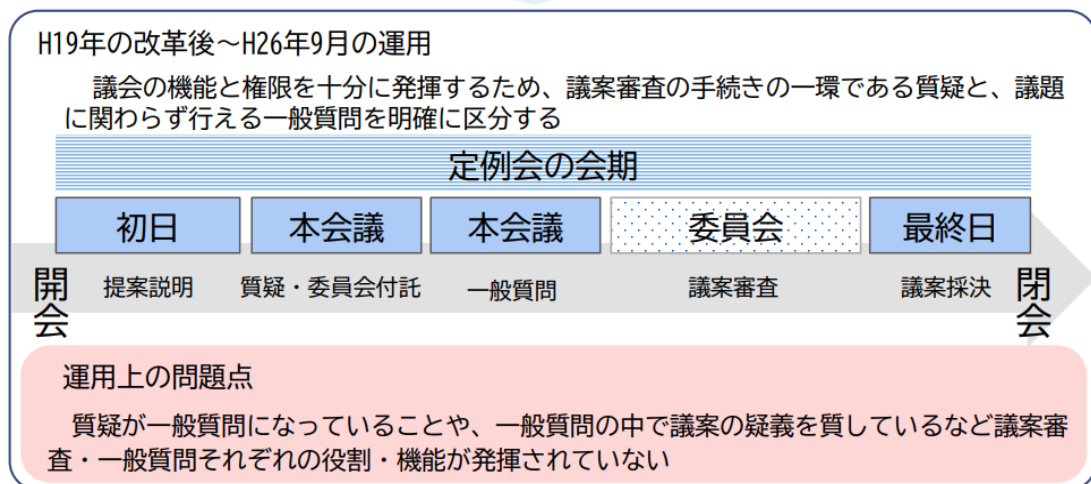
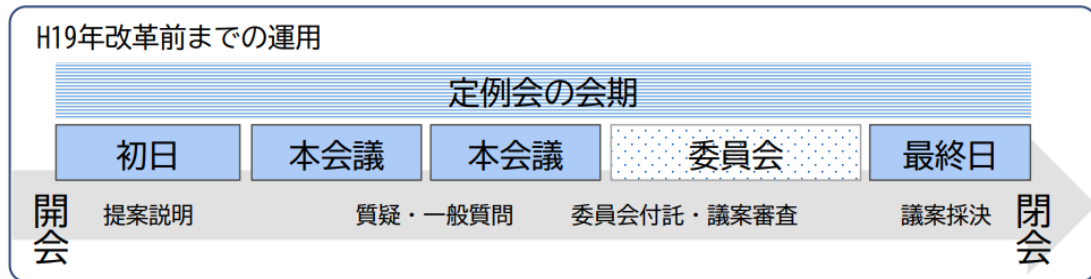


【参考】協議・検討の経過 ※函館市提供資料から抜粋

函館市議会議会活性化検討会議報告書（概要） (H27.4)

協議・検討の経過

- (2) 充実した議会運営のあり方について
○委員会審査を行った後に一般質問を行うこと



先進地調査・・・宝塚市議会（現在の函館市議会と同様に委員会審査・議決が先）

- ・函館市議会の議会改革「議会の機能と権限を発揮するため、質疑と一般質問を明確に分ける」ことを参考にした
- ・重要議案を一般質問で取り上げる事例があったが、委員会で修正等行うべき。審査を先にすると審査日程の追加がしやすくなり、常任委員会で議論を深められる
- ・まず市民生活に結果が響く議案に全力投球し、個々の議員が課題とするものは、一般質問で取り上げていく方が合理的

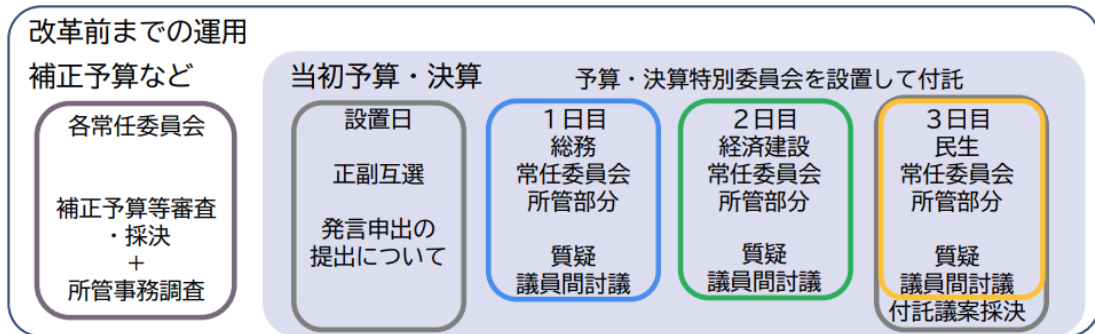
H26年12月から現在の形で試行を開始

当初の検証では、「委員会審査が先でも後でも変わらない」、「議決機関としての役割・責務を果たせた」など様々な意見があった。
試行を繰り返していく中で大きな問題もなく、H30年12月から本格実施している。

函館市議会議会活性化検討会議報告書（概要） （H27.4）

協議・検討の経過

- (2) 充実した議会運営のあり方について
○議員間討議の充実（委員会審査の見直し）



運用上の問題点

- 議員間討議の場を設けていたが個別事業の調査のよう
- 委員が個々に質疑することが中心で、一般質問になっている
- 修正案が提出されることがほぼない

委員会の役割・機能が十分発揮されていない
市民に説明する議案審査の経過や議決理由が見えづらい

委員会の責務

- ・ 合議体として、専門的立場から集中的に詳細かつ効率的な審査を行う
- ・ 議員同士の議論により、審査の過程、議決理由等を明確にし、賛成、反対に関わらず、市民への説明責任を負う
- ・ 場合によっては修正を加え、よりよい政策を決定する
- ・ 合意形成には、互譲・妥協が必要である

論点整理

NEW

- ・ 議案審査の重要な点や課題を整理するもの
- ・ 「論点」とは「議論の中心となる問題点」
- ・ 質疑項目の整理はその一部

質疑

- ・ 議案の疑義を質すもの
- ・ 個人の意見や議案の賛否を述べる場ではない
- ・ 委員全体で共通認識を持つために行うもの

議員間討議

- ・ 市民への説明責任を果たすため、議決に至った理由等を明確にするためのもの
- ・ 委員会として審査し、結論を出すには、委員同士の議論が不可欠
- ・ 議決のための議論の相手は提案権・表決権を持つ議員である

委員長報告

- ・ 「論点整理で整理された疑問点等に係る質疑の主なもの」、「議員間討議の内容」、「賛否理由の多数意見」、「委員会での議決結果」を報告すべき